

## 江戸時代の玉川浦の澗について

### はじめに

漁村に在っては「船揚澗」は重要な生産手段である。澗は集落また自宅から近く、高波にも安全で、しかも勾配が適当で、陸に船の上げ下ろしが容易である場所が必要である。しかしこの条件を満たす場所となると限られてくる。江戸時代・明治時代・大正時代以降、ごく最近まで資力ある有力漁商人が澗を支配し所有していたのである。<sup>(1)</sup>

限られた船数しか使用できない船揚場、そして澗代（賃料）が高額で漁業経営を圧迫する問題を打開するため、昭和に入り特に戦後漁業の盛んな浦々では改めて大きな課題であった。

漁業協同組合の澗の買上げと共に、大時化でも船を澗に上げなくても済む安全で安心な漁港の造成が漁業組合の熱望・要請で推進された。しかしここ玉川港は、漁業規模は小さく高波の時、漁船は全



写真1 現代の越前町玉川の澗

岡田健彦

て船揚澗を利用しなければならぬ。

現在の玉川集落は越前岬近くで沿岸零細漁業・温泉観光の民宿・旅館で生計を立てている町であるが、過疎化が進行している平成の今日、各種漁獲量は年を追って減

少し、漁業の不振による減船および漁業従事者の減少で、澗の需要が少なく、澗の役割・価値は著しく低下した。<sup>2)</sup>

玉川浦における江戸時代の澗の状況はどうだったのだろうか。玉川浦については、「左右浦との鱈漬木争い」(慶応四年(一八六八)六月(玉川区)に「玉川之義漁業を以って渡世罷在」また「他国江船奉公罷出候人々多く」



写真2 現代の越前町玉川の澗

とあるように漁業・船乗りが主体の漁村であった。

村高四七石九斗で、田二反六畝・畑十二町八反九畝・文政三年(一八二〇)の免は高二ツ一分二厘六毛である。文久二年(一八六二)の明細帳では家数九十三軒、人数五百十三人、漁船・商物船は三、四十艘所持していたが、減って文久二年の今では商売船十五艘、漁船十艘と記録

している。万延元年(一八六〇)六月、九十戸中七十戸を焼失する大火があり、漁船減はこの火事の影響とも考えられる。

玉川浦での船揚場の所有関係ならびに澗主制度はどのような状態であったのか、村及び漁師との関わりはどうだったか実態を明らかにしたい。

### 一 船引(揚げ)間について

越前では一般的に船揚場・船曳場のことを船揚(上)澗、船引澗といい、省略して澗や間、間といっている。日本海沿岸で船揚場をマと唱える地方は越前のみである。嶺北海岸線で最南端の大谷におけるフナゴヤ、最北端の波松におけるフナツケバ・フナアゲバを除けば全てマと呼ぶ。<sup>3)</sup>

玉川区有文書、宝暦六年(一七五六)九月「漁売立定帳」によれば、

間持(持ち主)	間数(艘)
○曾祢右衛門	1
○甚左衛門	1
○長兵衛	2
○惣十郎	2
○助左衛門	1
○喜左衛門	2
惣右衛門	1
○久右衛門	2
○六左衛門	2
彦右衛門	1
彦左衛門	1
○助右衛門	2
九右衛門	1
○次郎左衛門	1
○久左衛門	1
○長右衛門	1
合計 16 人	22

宝暦6年(1756)9月「漁売立定帳」より  
○印は宝暦13年の「漁船定覚帳」に出てくる舟頭

<sup>3)</sup>若越郷土研究(福井県郷土誌懇談会)

宝暦8年 (1758)
安永9年 (1780)
天明元年 (1781)
寛政4年 (1792)
文化5年 (1808)
文政5年 (1822)
文政12年 (1829)
嘉永5年 (1852)

玉川浦における  
高波による御普請記録

天明元年（一七八一）の御普請を挙げると、波除堤と澗の修繕が記載され、澗については「大石が澗口に打ち上げられ漁船の出入りが塞がれ、浦方第一の持が差し支える

間の数は三十間あり、その範囲は、横（海に面し）三十七間半、沖十五間とある。平均一艘間の長さが十五間、幅が一間一尺余のこととなる。三十間の内二十二間は十六人の間主まぬしによって支配され、残りの八間は小舟間となっている。小舟間は、廻船（商い船）や水主かこを要する数人乗りの漁船以外の板舟や一人乗りの舟を収容する間である。小舟間については間持まもち主名の記載は無いが各々持分が有った。また、ここでは澗は間、澗主は間持と記載されていて、近隣の上下海浦・宿・新保の元四ヶ浦地区とは表現が違っている。

## 二 澗の修復について

「史料一」「丑春急破御普請所仕様帳」（玉川区有文書）  
（表紙）  
天明元  
丑春急破御普請所仕様帳  
玉川浦  
高四拾七石九斗 丹生郡玉川浦  
字見崎 高九尺  
一波除堤延長式百間 平均 敷式間 式ヶ所  
此石四百五拾坪 馬踏壺間  
此人足千八百人 但シ石 取壺丁余  
壺坪四人  
是ハ去冬当春度々大風大波二而、家居打崩百姓自力ニ難叶段、急波御普請願出候二付、役人指出吟味為仕候処、相違無御座  
二付御普請被 仰付候積り  
長七尺  
一 獵船出入間口打上石七ツ 平均 巾五尺

此割崩石工百人

厚四尺

是は前同断大破二而、大石入間口打上漁船出入指塞り、浦方第一之持筋指支百姓自力二段是又相願候二付、吟味為仕候処相違無御座候間、割崩石工賃永被下置候積り

人足百人 是ハ石工百人手伝人足壹人ニ壹人ツ、  
右寄

石工百人

但シ一日壹人飯料共

此賃永五貫八百三拾文

永五拾八文三分

人足千九百人

内

貳拾三人

高百石ニ五十人村役

貳拾三人

右同断御扶持米人足

此米壹斗七升九合貳分

壹人ニ米七合五勺

千八百五拾貳人貳分

賃米人足

此米三拾壹石四斗八升七合四勺但し壹人ニ

米壹升七合

小以 米三拾壹石六斗六升六合六勺

金五兩三步永八拾文

外二人足三人九分

村役

内米拾石

御手当被下候

金なし

右之通御手当米金被下置御普請為相仕立申者也

天明 元丑年中御普請 御普請御預所

天明五年巳九月

役所(印)

(注) 馬踏：堤の上辺を云う、底辺は敷

小以：小計

加勢人足では不足の場合、近辺村々から出捨人足<sup>ですたり</sup>を遣わした。これは賃金のない奉仕人足のことである。

御普請が認められない場合は「自普請」といわれ、村の全額負担で自力修繕をした。文久三年(一八六三)の「村入用帳」によると船引場の自普請に人足代として八百五十文支払いの記録がある。<sup>4)</sup>

手間代が出せないときは、各戸からの出捨人足で修繕をした。澗持が負担した記録はない。

### 三 澗についての申合せ

宝暦六年(一七五六)の澗持と宝暦十三年(一七六三)の舟頭を重ね合わせてみると、澗持十六人中舟頭十三人が重なる。全ての舟頭は澗持でも有った事が判る。玉川では舟頭とは船主のこともである。

澗持兼舟頭中(仲)間の申合せの内容は、船引(上げ)澗を利用して船が用を為さなくなった時、即ち漁業を辞めた場合、澗持舟頭仲間以外へ澗を貸す場合や、売買・質物になった時など、どの様な場合でも仲間へ事前に届け出、相談をして事を進めることと言っている。

澗の支配は澗持仲間委ねられていた。澗の支配と所有は同義で、澗持の所有権については申合せの中でかなり規制されていたことが分かる。自分の意思で自由に処分が出来なかつたことでは、上海・下海・宿・新保と違つていた。澗は元々が村の共有だつたと思われる。何時の頃からか限られた個人の支配が認められ、個人所有となつた。しかしながら元々が村の共有つまり入会であつた為、入会地内での権利所有と考えられる。澗持仲間が出来、特権を守る制度が出来たのであろう。

寛政十一年（一七九九）の「澗持仲間相定申一札之事」のなかに次のように記されている。

一間合十四艘間也

但し貸賃一艘間に付

冬間 銀廿匁宛

三月間 同五匁宛

夜釣間 同五匁宛

漬け間 同十五匁宛

冬間二十匁は、隣接の四ヶ浦では一艘澗年間十五匁から十七匁（文化・文政時代）が相場であつた事と比べると高額である。冬稼ぎ猟（漁）は、鰯・鰈・鱈などの延縄漁で収入が大きかつたと思われる。玉川浦には手繰網漁はなく、（底）延縄漁が盛んであつた。漬け間とは初夏から十一月頃までの期間、鱈漬け漁や鰯漬け漁をする船に貸す澗である。春夏稼は鰯漁であつた。

他人に澗を貸す時は明き澗の時で上記の澗賃である。他人の船を

自分持ちにした時など、紛らわしい件については仲間立会人を立て上記割合に利足共に返戻すると定めている。

一 貸間の貸賃から村の小物成の内、塩浜役銀を支払い不足の分は澗持中間惣割りで支払う。明間が生じたときは可能な限り貸間し、貸し賃は多少に関わらず中間へ出銀すること。

一間を売却するときは「中間定」を承知しない者には売却しない。

村にかかる税には村高に課税される本途物成と小物成があるが、小物成とは雑税で、玉川浦には山手・船役・海役の外に塩浜役銀永五十文があつた。

この事は小物成役銀の負担ならびにこの定を受け入れて始めて、澗持の仲間入りになることを意味している。また塩浜を含む浜・海岸は村支配で澗も村の権利・村共有の性格がでている。

この定の最後に「小物成銀の儀は冬間から支払いする旨間違いない」と村役人三役の認印を請けている。

立合村役人 庄屋 次左衛門（印）

長百姓 曾祢右衛門（印）

惣代 久右衛門（印）

#### 四 小物成について

玉川浦の小物成の内容は次の通りである。

一 山手 永二百三十八文三分三厘

元文二年（一七三七）の記録以来増減なし。これは、百姓持ち山や村の入会山からの木・柴・株刈などの生産物の利用に課した税である。

一 船役 永一貫百六十六文七厘

以前漁船・商船合わせて三、四十艘所持していたが、その後減少しても役銀は増減なしに付、高割にして上納。漁船の規模・数、商船の石数規模に対する課税である。上海浦では船持へ漁船二匁・小回り船十五匁、新保は夏舟二匁・冬舟四匁・大船十二匁（文化年間）など上納の仕方は浦ごとに違った。「高割に上納」とは高持の按分負担の意である。天保五年（一八三四）では高持は十七軒であった。

一 海役 永三貫九千六百六十六文六分七厘

福井藩時代の免状に二十四町十間（け）の記録あり。海岸の長さで決めたものである。左右浦も同様海岸の長さであった。鮑・サザエ等獲りの磯見漁業や磯近く（磯）の海藻に対する課税。「足役割合で上納」とある。足役とは高持・水吞（雑家）に限らず一人前の男子の頭割で割り当て取り立てすることで、玉川浦では毎年の十五歳以上六十歳までの男人数で割った。

一 塩浜役 永五十文

澗持舟頭仲間が塩浜役銀を負担するに至った経緯については「是は享保六年（一七二二）福井領所になった時、助左衛門が塩浜を願ひ出て永五十文ツツ定納仰せ付けられたものである」が、後年になって稼人が居なくなっても税だけは残って村で上納せねばならなかった。

文久二年（一八六二）の「明細帳」によれば、全ての小物成が何

時から定額になったのかは、享保二十年（一七三五）の大水の際に帳簿類が流出して不明だという。

五 澗と澗持の変遷

宝暦六年（一七五六）に十六人いた澗持は、四十三年後の寛政十一年（一七九九）次の十人になっている。傍線の五人は、宝暦六年（一七五六）からの澗持である。変動が激しいことは海での生活の浮き沈みが激しいことを物語っていると思う。

助右衛門、次左衛門、六右衛門、久右衛門、彦十郎、曾祢右衛門、彦左衛門、長右衛門、多三郎、太郎三郎

また、この間に間数も二十二艘澗から十四艘澗に減っている。洪水・大波による澗の損壊また打ち続く不漁が、漁船や商い船の減少の原因となったかどうか定かでない。天明三年（一七六六）卯七月二十六日の八十三軒焼失した大火が影響しているのかも知れない。

〔史料二〕「質物二書入問証文之事」（玉川・高島長兵衛家文書）<sup>6)</sup>

質物二書入問証文之事

一舟上澗壹艘 但し上（かみ）所下間之内

此代金拾三両也

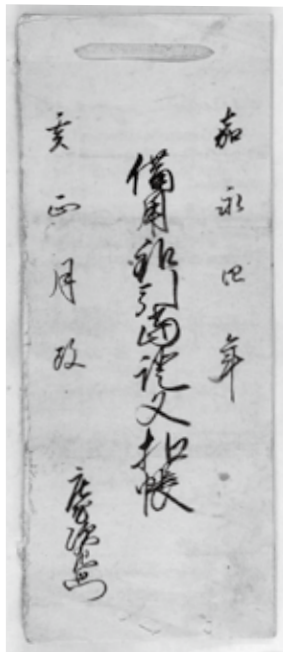
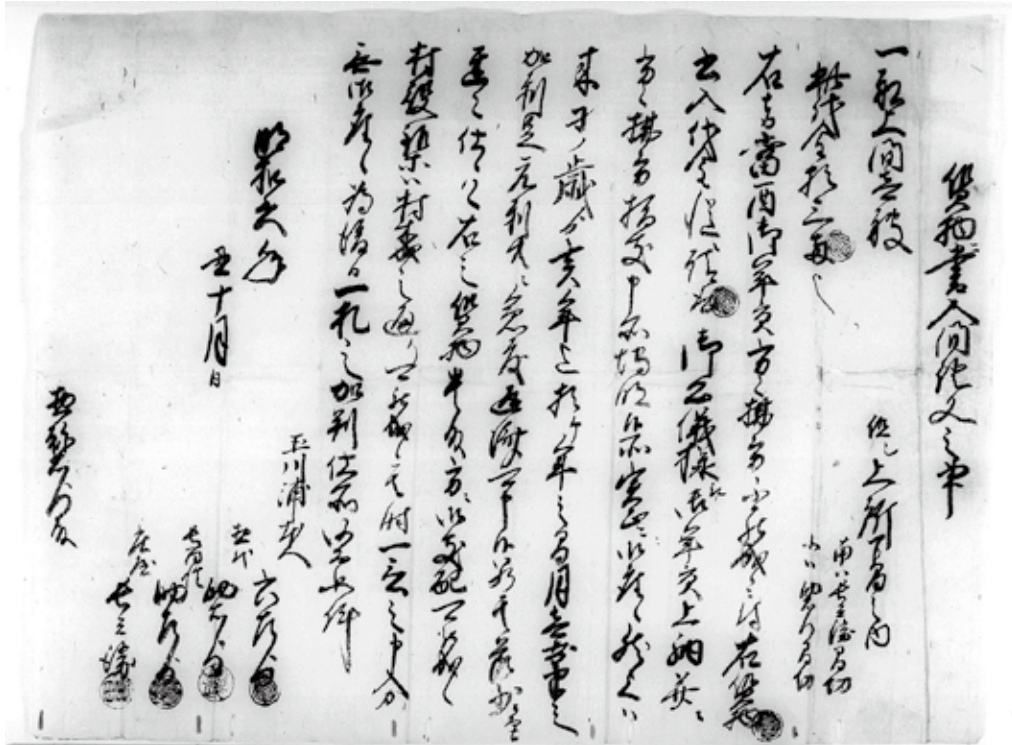
南八長兵衛間切

北八助右衛門間切

右は当酉御年貢方之払方不罷成候二付、右質物書入代金槩ニ請取、御公儀様え御年貢上納并二方々払方指支申所埒明候所実正二御座候、然上ハ来寅ノ歳より亥年迄拾ヶ年之間月壹歩半之加

<sup>6)</sup>若越郷土研究（福井県郷土誌懇談会）

岡田 江戸時代の玉川浦の澗について



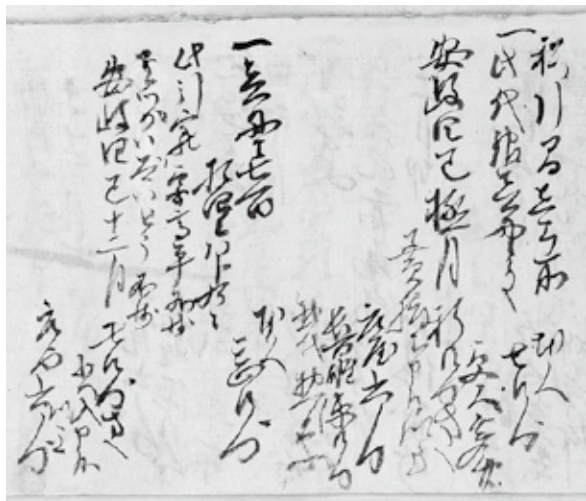
嘉永4年(1851)  
「借用銀引当証文扣帳」  
(玉川区有文書)

利足元利共二急度返済可申候、若其節少二而も遅々仕候ハ、右之質物貴殿方ニ御支配可被成候、村役銀等ハ村森<sup>(森)</sup>之通り可被成候、其時一言之申分無御座候、為後日一札之加判仕所仍而件如

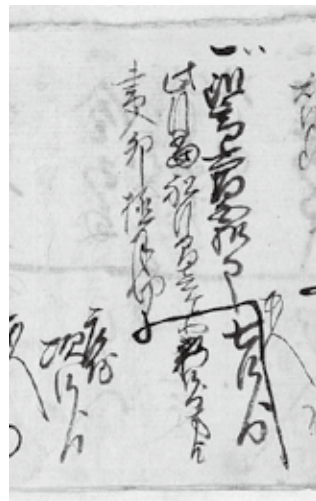
明<sup>(二七六九)</sup>和六年  
丑十月日  
惣代 惣祐右衛門(印)  
長百姓 助左衛門(印)  
庄屋 長兵衛(印)

惣祐右衛門殿

玉川浦本人 六左衛門(印)  
惣祐右衛門(印)  
助右衛門(印)  
惣祐右衛門殿



安政4年(1857)  
船引間ヶヶ銀壹貫匁本人七左衛門から新左衛門方へ



安政2年(1855)  
銀650匁七左衛門引当船引間  
ヶヶ所庄屋充

左右浦	安政2年(1855)	7 澗	A家3、B家2、C家2艘澗所有
新保浦	宝暦2年(1752)	18 澗	D家12、E家3、F家2、G家1艘澗所有。 但し、左の内10艘澗貸澗賃115匁

(『越前町史 続巻』から)

から判断すれば容易ではなかったと考えられる。まして無高の漁師にとつては特に厳しかったと思われる。

## 六 舟頭と漁師との関係

宝暦六年(一七五六)九月、玉川浦漁船十四艘は打ち続く不漁と隠し猟をする漁師が殊の外多くなり、舟頭達は年貢を納めることが困難な状況にあつた。漁師中に働きかけ舟頭が成り立つまでは、次のような申し合わせをする事とした。それぞれの漁船の漁師中には艫取が頭分であつた。

〔史料三〕「漁売立定帳 相定申一札之事 玉川浦舟頭中」(玉川区有文書)

### 一 買上銀二割式分口銭

漁魚の買上げ額から十二%の口銭を舟頭が徴し、口銭は船及びその他の仕込みの費用である。あとの八十八%を舟頭と漁師で割り振つたが、その配分は不明である。因みに隣接の左右浦の口銭は宝永四年(一七〇七)の取極めが二割で、越前では最高であつた。「釣揚げ候魚、其の時々の浜売り成され候へば、二割の口銭御引成され相残る銀も乗合ふ者共配当致すべき候御事」とある(『越前町史』)。

### 一 役銀船頭引替

この時代、各浦々では役銭は漁師それぞれが銘々負担していたものを船頭負担にしたと考えられる。

### 一 針金右同断



この時代、船頭方で針金を仕入れ、女共に釣針を造らせていた。一日に一人が造る数は鱒針で八十本、鰈針で四百本、鱈針六百本、鯨針二百本という。釣針も船頭負担の意である。

#### 一つのし屋免右同断

「つものじ」とは鱒ふかの別名でワンとも云う。明治時代まで若狭湾でよく獲れていた。屋免はヤメ（北国・日本海側）で釣り糸のことを云う。四ヶ浦ではグーとも云っているが何時の時代に入ってきたかは不明である。佐渡・荘内・能登方面ではグーという。

#### 一帆薙右同断

当時越前の浦々では帆はむしろであった。

#### 一つなはり右同断

つなは綱である。

一出立米右同断 但し秋漁にかかり候節米売表を八ッ割に仕筈事

米一俵の八割を船頭が負担することか。

口銭引き上げを条件に役銀・針金・屋免・帆薙・つなはり・出立米の八割は船頭負担にした。宝永元年（一七〇四）の極めによると左右浦は役銀・縄・やめ、新保浦は漁道具については子方負担にした。更に十項目について定めている。主なものを挙げると

一 夷名あや付け諸魚売本にてももらい申す事無用に相定め、若し船頭仲間に此の義不用事有之候は、仲間より急度吟味をたし可申事

夷を名目にした魚は今後貰わない。もしこの定めを守らない船頭

がいれば吟味をする意であるが、元々恵比須の魚は初穂として恵比須に供える初漁の魚である。船頭即ち親方に初漁の時、祝いとして、蛭子神に供えとして差出す魚のことをいう。左右浦では規定の中に例えば「鱈魚は十本に付一本の蛭子魚、つものじ魚漁は風の節同断一本差出し」など金頭かみかぶ・鰈はま・いか・鮑等主な漁獲物は定められていた。

一 さん用の節は明き銀有之候間永々に罷成候は、若し其の人外の船頭へ乗替り候は、其時は明き銀相済ませ申候、自然其人相済せ申さず候は、自分の乗り申す船頭より急度さん用済せ乗せ申答の事

漁師が船頭（船主）に雇われる場合、普通賃金前借によって雇われ乗船した。漁期が終わり算用の時の借り銀の残が埋まらず、他の船頭に雇われる時は完済する事、若し済ませなかった時は新たに雇用する船頭が残金を済ませる事。

一 自今以後船頭にかくし取り申事、急度船頭中吟味仕り相止め可申事、若し此義不用事有之候て、万一相知れ申候は、其人は不及申買人足も吟味仕り売買の銀式割の口銭相掛り、船中の水上帳みずあやに付け留めさん用に出し可申候事

漁獲した魚の隠し取りは止めること、若し知れた時には売買した双方は吟味を受け売買額の二割口銭徴収する。隠し売りなど各浦々で絶えなかった。新保浦では漁師の販売を村法として認めていなかった。沖での隠し分け取り、他浦へ沖での直売りはこの浦でも禁止であった。

一他国他村より商人、入込み候て売買有之候は、其時は所に宿たのませ売買可仕事

そして、玉川浦で有益であれば他国他村からの漁商人の宿の便宜を図るべしと云っている。他国とは敦賀湊などの浮買業者うきかひと思われる。近村からは上下海浦・宿浦などの魚商人である。四ヶ浦地区では漁魚を当浦商人の手に入るよう取計らい、他浦へ売払うことは村法として禁じていた(上・下海浦他)。寛延四年(二七五二)新保浦は敦賀湊浮買業者との売買は禁止の取り極めをした。<sup>(?)</sup>

天保九年(一八三八)の宿浦・両海浦商人の締規定に「先年より商人仲間より海上へ出買、並びに内証買の義は停止に御座候所近年猥りに相成り」先方商人当所へ立入候儀は決して相成らず」とある。

一合三拾間<sup>ま</sup>

右は此人共、自然船相止め可申候ても此外え貸し申し・売買・質物に出入申候節は、右舟道中如何様共相談の上にて可仕事、為後日一札之表加判仕所仍而如件

宝曆六年

丙子九月日

曾祢右衛門(印)  
甚左衛門(印)  
長兵衛(印)  
惣十郎(印)  
助左衛門(印)  
喜左衛門(印)

式拾貳間

外二 八艘間  
小舟間  
但シ名々持分

惣右衛門(印)  
喜左衛門(印)  
久右衛門(印)  
六左衛門(印)  
彦右衛門(印)  
彦左衛門(印)  
長兵衛(印)  
六左衛門(印)  
助右衛門(印)  
久右衛門(印)  
久右衛門(印)  
九右衛門(印)  
次郎左衛門(印)  
久左衛門(印)  
長右衛門(印)  
惣十郎(印)  
助右衛門(印)  
惣代 曾祢右衛門(印)  
長百姓 助左衛門(印)  
庄屋 喜左衛門(印)

この定の連名は、二十二艘間の上即ち南の方（玉川川）を起点に、下（北）に向かつて所有澗の順に連記している。前掲「質物書入問証文」の長兵衛は南から三番目および十三番目が所有澗で、二艘澗を支配していた事が分かる。

「漁売立定帳」では舟頭中が相当に追い詰められたので、漁師中へ仕来り・取極の緩和を求めたことが分かる。漁魚の隠し漁・隠し取り、隠し売が公然化してきたため、危機感を持って、舟頭中が口銭の引上げ・隠し漁・隠し取の厳禁の再確認と引替に譲歩した取極になった。

玉川浦は、生肴魚の販売については市場や消費地から遠く地理的状况から不利であったため、船頭即ち船主・澗主からは有力漁商人への成長が余り見られず、他国他浦商人を受け入れたのであった。

塩物・干し物などの合物は敦賀市場へ運ばれたが、生肴については近隣の両海浦・宿浦の仲買人への販売となった。辺地のため陸上運送は不便で棒手（棒振り）販売は無く、福井・府中市場への遠距離など、厳しい条件のもと必然的に魚直段はたたかれたと思われる。

天保五年（一八三四）の状況は、八十一軒中漁業従事者が四十二軒、船主は五人（小左衛門、長右衛門、彦十郎、彦左衛門）その水主が十八人、渡海船関係者十一人、裂織三人（後家）、市場や町への魚賃持五人、農業五人うち四人は漁業と兼業であった。仲買人も育たず、従って漁業の発展も見られず、渡海業への従事が多いのはそのためである。

江戸時代後半から明治初年にかけて、高島家・本家など何軒もが渡

岡田 江戸時代の玉川浦の澗について

漁業組合名	澗数	澗主にして委託販売を業とする者	澗主で委託販売をせず他に貸し付けある者	澗を借入れし委託販売を業とする者
梅浦	64	4	1	1
宿	38	3	3	1
新保	42	5	1	1
小樟	52	0	3	0
大樟	30	0	3	0
玉川	22	1	1	0
左右	18	3	0	0
計	265	16	9	3

昭和8年（1933）3月農林省経済厚生部漁村調査（四ヶ浦村）

※備考：澗の販売価格（1艘向）

最高（1等澗）宿・新保 1500円

普通（2等澗）同 800～1000円

下等（3等澗）梅浦・宿・小樟・大樟・左右 200円前後

最低（4等澗）玉川 20～100円

1艘向20坪を標準とするも17～18坪のものもあり。

海船の船頭となって財と廻船知識を貯え、北前廻船で富を得る船主がでた。

従って四ヶ浦地区のような潤主有力仲買商人や強い親方小方関係は生じなかった。宝暦六年（一七五六）の定で再起を期し、その後玉川浦の船頭・漁師、親方・小方の関係がどう変わったかは記録不足で不明である。しかし潤・漁船・漁道具を所持する船頭即ち親方と漁師の子方との関係は、封建制度の下では経済外規制は変わらず、漁業が発展し漁師中から魚の加工や販売を通し、経済力をつける社会経済的要素はみられなかった。

### おわりに

潤持仲間の定を通じ、潤持仲間の強いつながりをみた。潤の賃貸借は勿論、売買・質物に出す場合、また仲間への加入なども事前に仲間の了解を要する。更に質物・売買の場合、庄屋・長百姓・惣代の記名押印を要したのであった。

ここに所謂潤主制度を見るのである。玉川浦では封建的主従的隷属関係は薄く、新保浦・左右浦とは形態が違っている。米ノ浦から左右までの有力魚商人・仲買人は親方でも有って、仕込をした取り舟からの漁魚買取手数料は潤の使用料・運送料・市場の手数料などを含め口銭として販売額から差し引いた。そして漁獲物の委託販売を独占し、漁師の直販売には種々の封建的制限をかける制度を潤主制度といわれた。

ここ玉川浦の「漁売立定帳」には、漁師に対する隠し取りの禁止はあるが、他浦への魚売りに就いては船頭中や村法としての取り極めがされていない点が近隣の四ヶ浦や他浦と大きな違いである。船頭・潤主が魚仲買人としての役割が表に出ていない。漁獲物の委託販売独占をする魚仲買人の基盤がでなかった。

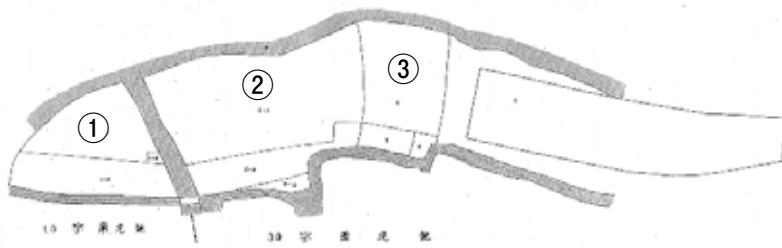
潤主仲間は船揚潤を介して結束を強め、漁師中との関係を支え、維持していたが、玉川の潤主制度が船頭仲間と漁師関係取極めを支えていたともいえる。

明治になって私有財産としての所有権が認められたにも拘わらず、船揚場を全部入会地とした浦は越前では少なく、玉川浦以外では道口浦くらいである。潤持仲間と村の相互利害の繋がりが強硬だったからである。

明治九年（一八七六）の地租改正後、図面には三ヶ所の船揚場がみられ、何れも入会地になっている。①川より南に八畝八歩榭谷六左衛門外八名。宝暦六年（一七五六）の八艘澗（小舟間）にあたると思われる。②川より



註  
(1)「明治九年玉川浦船揚場図面」（越前町役場）



(2) 現在の図面（越前町役場登記図）  
北に二反三畝一歩高嶋長兵衛外二十二名、宝暦六年（一七五六）の二十二艘澗にあたる。③更に北隣に宝暦以降江戸時代末に造成されたと思われる六畝六歩山下源藏外四名。登記人は重複を除くと二十二名で、四艘間所持が一人、二艘間所持が四名であった。

現況は、①は船揚場として利用されておらず、和布など海草干し場などに利用されている。②は全て澗として利用。③は越前漁協の所有澗になって、小舟用に貸され利用されている。

平成二十六年（二〇一四）二月現在、玉川の世帯数は三十四、人口は九十六人である。澗持二十二名中、玉川在住は九名でそれ以外は町外・県外者になっている。その内澗主で漁船を所持しているのは三名である。従って二十二名中十九名が漁業から離れている。

漁業組合員は十四名であるから、十一名が借澗である。漁船は発動機船十艘、和布・イカなどを獲る船外機付小舟が二十一艘である。澗代は組合澗で年間一万五千円、個人澗で三万から五万円位である。

(3) 永江秀雄「魚と船揚場の方言」〔若越郷土研究〕二一五、一九五七年。

(4) 「文久四子年二月去亥年中村入用帳」〔玉川区有文書〕。

(5) 永銭勘定。小判二両〓永一貫文、一分〓永二百五十文、一朱〓六十二文五分。

(6) 玉川・高嶋長兵衛家文書。

(7) 『敦賀市史 通史編上』(敦賀市役所、一九八五年)「古来より越前浦へ参り、生肴買年中の口過仕候、是を浮買と申候」(港町漁家組合文書)。敦賀では寛保二年(一七四二)浮買廃止を申し合わせているが、その後も越前浦への浮買はあったと思われる。

(8) 「玉川浦耕作人小前帳(天保五年(一八三四)辰正月)」玉川区有文書。

(9) 玉川浦の渡海船。

50石積以上商船	0
50石積以下の磯回り	13
6尋手繰船	2
5尋手繰船	0
4尋伝馬船	8

※千石船は敦賀湊等に配置で除く

①明治6年(1873)玉川浦舟数(『越前町史 下巻』)

浦名	戸数	人口	船			備考
			漁船	渡海船	磯廻船	
玉川	93	986	3	6		
左右	21	131	3			
下海	105	534	25	3		
上海	164	828	45	2	5	
宿	130	711	46	6	6	
新保	80	377	22			5人乗以上・城ヶ谷は除く

②明治6年(1873)近隣の状況(『足羽県地理誌』)

参考文献

○玉川区有文書

「明細帳(文久二年戊(一八六二)年六月)」

「漁立定帳(宝暦六年(一七五六)子九月日)」

「猟船定覚帳(宝暦十三歳(一七六三)未十二月日)」

「当浦漁船拾四艘冬夏稼諸道具(卯十月)」

「古来諸役書物御尋之節入用帳(寛政九年(一七九七)巳三月)」

「嘉永四年(一八五二)亥正月改借用銀引当証文扣帳庄屋次左衛門」

「宝暦十三年(一七六三)十二月日猟船定覚帳 舟頭臚取中相定申一札之事」

「小物成増減小前帳(嘉永五子(一八五二)年二月)」

○本家文書(玉川)

「間持中間相定申一札之事(寛政十一年(一七九九)未三月日)」(越前町史 続巻)越前町役場、一九九三年所収

○相木邦英家文書(新保)

○佐藤徳次郎家文書(左右)

○岡田健男文書(梅浦)

○『越前町史 続巻』(越前町、一九九三年)

○『洪沢敬三『日本釣漁技術史小考』(角川書店、一九六二年)

○羽原又吉『日本漁業経済史 中巻』(岩波書店、一九五三年)

○ふるさと梅浦編纂委員会編『ふるさと梅浦』(越前町梅浦区、二〇〇八年)